

# 育児・介護休業規則等における制度の概要

崇徳学園（平成28年4月）

		育児関係	介護関係
休 業	休業の定義	○教職員が原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業	○教職員がその要介護状態（負傷、疾病又は身体上の傷害等により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態）にある対象家族を介護するためにする休業
	対象教職員	○教職員 ○期間雇用者は（講師、時間講師、嘱託等） ・勤続1年以上であること ・子が1歳に達する日を超えて雇用関係の継続が見込まれること。（1歳に達する日から1年経過する日までに雇用契約を更新しないことが明らかである者を除く） ○対象外の教職員は（労使協定による） ・勤続1年未満の者	○教職員 ○期間雇用者（講師、時間講師、嘱託等） ・勤続期間が1年以上であること ・休業開始予定日から93日を超えて雇用関係の継続が見込まれること（93日経過日から1年を経過する日までに雇用契約を更新しないことが明らかである者を除く） ○対象外の教職員は（労使協定による） ・勤続1年未満の者 ・93日以内に雇用関係が終了する教職員
	家族の範囲	○子（同居し養育する実子又は養子）	○配偶者、父母、子、配偶者の父母等
	回数	○子一人につき、原則として1回（ただし、子の誕生日から8週間以内に父親がした最初の育児休業（以下「育休」という）は1回に含めない。父親は再度の取得が可能） ○次の事情が生じた場合は再度の取得が可能 ・配偶者が死亡、疾病等により子の養育が困難となった。離婚等により配偶者が子と同居しなくなった。等	○対象家族一人につき、要介護状態にいたるごとに介護休業が可能（一人の対象家族の継続した同一の傷病につき1回とする。介護必要状態が継続しており再度介護の必要が生じた場合は再取得が可能）
制 度	期間	○原則、子が1歳に達するまでの連続した期間 ・母（父）だけでなく父（母）も育休を取得する場合は、子が1歳2ヶ月に達するまで、父親は1年を上限に、母親は産後休業期間と育休期間とを合わせて1年を限度として育休取得が可能。（父母の一方が育休取得中にさらに他方が育休する場合、2ヶ月の期間延長特例） ・いずれかの親が育休中であり、保育所入所を希望しているが入所できない、配偶者が死亡、疾病等により子を養育することが困難となった等の事情がある場合には、子が1歳6ヶ月に達するまでの期間育休取得が可能。	○対象家族1人につき通算93日の範囲内までの期間（勤務時間の短縮等介護短時間勤務の措置が講じられている場合はそれと合わせて93日）

休業 制 度	手 続	<ul style="list-style-type: none"> <li>○育児休業申出書を理事長、校長に提出</li> <li>○申出期間は原則1ヶ月前まで</li> <li>○学園は書面で、開始、終了予定日等を通知</li> <li>○開始、終了予定日等の繰上げ、繰下げ可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護休業申出書を理事長、校長に提出</li> <li>○申出期間は原則2週間前まで</li> <li>○学園は書面で、開始、終了予定日等を通知</li> </ul>
	給与等の取 扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給与は支給しない。賞与は日割り計算 定昇、退職金の算定期間は1/2計算</li> <li>○社会保険被保険者資格は育休中も継続 私学共済掛金の組合員負担分は免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○給与は支給しない。賞与は日割り計算 定昇、退職金の算定期間は除外</li> <li>○社会保険被保険者資格は介護休中も継続 私学共済掛金等の負担分は本人負担</li> </ul>
子 の 看 護 休 暇	制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員は、1年に5日まで(当該子が2人以上の場合は10日を限度として)、負傷し疾病にかかった当該子の世話をするため、又は予防接種や健康診断を受けさせるために、年次有給休暇とは別に看護のための休暇の取得が可能。</li> <li>○給与、賞与、定昇及び退職金の算定においては、取得期間は通常勤務をしたものとみなす。</li> </ul>	
介 護 休 暇	制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○要介護状態にある家族の介護その他の世話をする教職員は、1年に5日まで(要介護状態の対象家族が2人以上の場合は年10日を限度として)、介護等を行うために、年次有給休暇とは別に介護休暇の取得が可能。</li> <li>○給与、賞与、定昇及び退職金の算定においては、取得期間は通常勤務をしたものとみなす。</li> </ul>	
所 定 外 労 働 を 免 除	制度の内容	○3歳に満たない子を養育する教職員がその子の養育のために請求した場合には、所定外労働をさせることはない。	
	対象教職員	○3歳に満たない子を養育する教職員(勤続1年未満の教職員は除く)	
	期間	○1回につき、1ヶ月以上1年以内の期間	
	手続、例外	○免除開始予定日の1ヶ月前までに請求 ○業務の正常な運営に支障が有る場合を除く	
時 間 外 労 働 を 制 限	制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員がその子を養育するために請求した場合は1ヶ月につき24時間、1年について150時間を超えて期間外労働をさせることはない。</li> <li>○要介護状態にある家族を介護する教職員が当該家族を介護するために請求した場合も同様</li> </ul>	
	対象教職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員(勤続1年未満の教職員は除く)</li> <li>○要介護状態にある家族を介護する教職員(勤続1年未満の教職員は除く)</li> </ul>	
	期間	○1回につき、1ヶ月以上1年以内の期間	
	手続、例外	○制限開始予定日の1ヶ月前までに請求 ○業務の正常な運営に支障が有る場合を除く	
短 時 間 勤 務	制度の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3歳に満たない子を養育する教職員は所定労働時間を2時間を限度に短縮し勤務が可能</li> <li>○要介護状態の家族を介護する教職員は所定労働時間を2時間を限度に短縮し勤務が可能</li> <li>・介護短時間勤務は対象家族1人あたり通算93日間の範囲内を原則として適用</li> </ul>	
有 特 給 休 暇 有 給 休 暇	配偶者の出産 教職員の出産	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出産予定日の前日から出産の日以後2週間を経過する日までの期間内において3日</li> <li>○出産予定日の6週間前の日から出産の日後8週間を経過する日までの期間内において必要と認める期間</li> </ul>	